

報告第15号

専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29－1）の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（29－1）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年10月29日

南風原町長 赤 嶺 正 之

1 専決処分事項

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額	189,000,000円
増減金額	△2,559,600円
変更後契約額	186,440,400円

(2) 契約の相手

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(29-1)建設工事共同企業体

代 表 者 住 所	沖縄県那覇市
商 号	有限会社 野渡建設
氏 名	代表取締役 野原 茂雄

構 成 員 住 所	沖縄県豊見城市 座安マンション105号
商 号	大友建設 株式会社
氏 名	代表取締役 桃原 芳道

2. 変更した理由

仮設工の転用方法見直しにより減額となった。